

## 業務再点検結果報告

部署名	総合食料局食品産業企画課
部署の業務内容	食品産業の振興に関すること、食品産業における資源の有効な利用の確保に関すること

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	当課には外部の事業者等から多くの問い合わせ等があることから、丁寧・誠実・親切的な対応をするよう日頃から留意しているが、改めて定期的に課内会議で課長から職員に対してその周知徹底を図ることとする。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情、要請等への対応について点検をした結果、特に問題がある点はなかった。</li> <li>・ルールについては、現在、情報評価課が作成した省内統一マニュアルに従い対応することとしている。</li> </ul>
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品産業関係者や消費者と、食品産業政策に関する意見交換や現地調査が十分ではないと考えられたことから、今年1月以降は意見交換や現地調査を頻繁に実施しているところである。</li> <li>・意見交換等の結果は、適宜政策に反映しているが、その反映の方法についてルール化はされていない。今後は、一定のルール等に基づき、意見交換等の結果が着実に施策に反映される仕組みを検討する。</li> </ul>
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。		○		
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		○		

項目		対応		
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	・食品の安全確保に関する知識や理解が十分でないことから、課内全ての職員に対して食品の安全確保に関する研修を実施した。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局内にHACCP手法の普及促進をテーマとする政策検討推進チームを立ち上げ、評価・検証を行い、HACCP手法の導入要件(必ず洗浄区画は隔壁で区分するなど)が画一的に過ぎる点があり、事業者の導入を妨げていること、コスト面を考慮すれば、HACCP手法だけでなく、業種・業態の実態に即した一般的な衛生管理の導入など、より多くの事業者が取り組みやすい方法を検討する必要があることが判明した。</li> <li>・専門家や事業者団体からなる「HACCP法の基本方針の見直しに関する検討会」を設け、HACCP導入の要件の見直しを行い、本年4月までに成案を得ることとしている。</li> </ul>
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	×	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	○			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	農商工連携の予算がわかりにくい。	/	経済産業省と共同で、「農商工連携施策利用ガイドブック」を作成・配布している。
		/	
		/	